

国鉄改革完遂！
当たり前前の労働運動
を前進させよう！

JR東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

JR東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2018年 2月6日 No. 11

年休申込に理由はない！

労働基準監督署からアドバイス！ パート 2

みなさん！年休申し込む場合に理由欄があります。理由欄に多くの人は理由を書いています。年休の使用に本当に理由は必要なのでしょうか。会社は、申込理由によって年休を優先して入れると言っています。そうすると、年休の使用は会社が裁量権をもっているかのようになっていきます。年度初めに支給され個人の物となった20日間の年休を使用するのに、なぜ、理由で制限されなければならないのでしょうか。

労働基準監督署のアドバイス

労基署：理由を書く欄に本当は理由を書いてはいけない。行政指導をさせれば、

立入監査で、有給の届け出用紙を見せてもらう時がある。その有給申込の理由の欄があるのだったらそれは無くしてくださいよというようなことを言います。会社の決め事はあってもそれは改めて下さいと指導します。

組 合：会社は「理由の重要度で順番をつけ年休を出すために理由欄がある」という。

労基署：あくまでも**法定内有給付与の場合理由は会社に明示する義務はありません。**

有給2年間取らなければ40日あり、それを超える部分について監督署は
どうこう言えません。**会社は、申込理由がないことを理由で有給を拒否で
きません。時季変更権はあるが、理由について会社は聞くべきではない。**

有給に理由を付けるということは労働者が、有給を取りにくくなり、ハードルが高くなるからです。